

皆さまからよくあるご質問

特別区制度(特別区設置協定書)に関して、皆さまから多く寄せられるご質問を紹介します。

問1 特別区になっても住民サービスは維持されるの？

答1 大阪市の住民サービスの水準をそのまま特別区に引き継ぎます。特別区設置の際、大阪府が独自で行っている「特色ある住民サービス(敬老パス、塾代助成、こども医療費助成など)」についても維持することを協定書に明記しています。

問2 特別区になると、水道料金や保育料などが高くなったり、家庭ごみの収集が有料化されたりするの？

答2 特別区の設置に伴って、水道料金や保育料などが高くなったり、家庭ごみの収集が有料化されたりすることはありません。これらの事業は、大阪府・大阪市の再編に伴う事務の移管によって担い手が変わりますが、そのことによってサービス内容や料金などが変わるものではありません。

問3 住まいと別の特別区にある保育所や幼稚園などは使えなくなるの？

答3 保育所や幼稚園については、特別区を設置する際は、住民の皆さまのご利用に支障がないよう、住民サービス維持の観点から、特別区設置準備期間中に調整することとしています。特別区が設置されると、保育所入所基準や特別区立となる幼稚園の入園資格は、特別区がそれぞれ設定することとなりますが、特別区間で協定を結ぶなどの連携手法などについて調整することとしています。

問4 特別区設置にはコストがかかるけど、特別区の運営に問題はないの？コストを削減することは考えていないの？

答4 特別区設置コストを織り込んだ特別区制度(案)における財政シミュレーションでは、特別区に収支不足は発生しません。特別区設置コストは、新たな庁舎を建設せず既存庁舎を最大限活用することで、前回の住民投票時より、イニシャルコストで約350億円を削減しています。

問5 市税から府税となる税金は、特別区の住民のために使われるの？

答5 市税から府税となる税金は、特別区の住民サービスに必要な財源として、特別区に交付されるほか、これまで大阪府が市税を使って担ってきた広域的な役割のための事務の財源として使われます。広域的な役割のための事務の財源の使い道は、大阪府から毎年度「大阪府・特別区協議会(仮称)」に報告されるなど、透明性のある仕組みになっています。

問6 特別区になると、運転免許証や国民健康保険証など住所変更手続きを自分でしないといけないの？

答6 運転免許証や国民健康保険証など、公的なものについてはできる限り手続きが不要となるよう関係機関と調整します。なお、これまでの他都市の事例では、公的な住居表示の変更手続きのうち、運転免許証や国民健康保険証などについては必要ありませんでした。

(参考)政令指定都市のうち、最も新しい熊本市の事例(2012年4月移行)



今後のスケジュール



市民の皆さまへ

- 大阪市民の皆さまを対象に、住民投票が行われます。これは、大阪府、大阪市の両議会で承認された「特別区設置協定書」をもとに、特別区を設置することに「賛成」なのか、「反対」なのかのご判断をお願いするものです。
- 特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、大阪府と大阪市の役割分担を徹底し、広域的な仕事を担う大阪府と、住民に身近な仕事を担う特別区に再編するもので、「二重行政の解消」と「住民サービスの充実」という、2つの柱の実現をめざすものです。この資料や説明パンフレット、大阪市のホームページなどをご活用いただき、こうした制度の仕組みや意義をご理解いただきたいと思います。
- 市民の皆さまにおかれては、新型コロナウイルス感染症との厳しい闘いが続く中、日々大きな不安を感じておられることかと存じます。本市では、これまで以上に大阪府との連携を強化し、コロナ対策に全力で取り組んでおり、引き続き万全を期してまいります。
- 一方で、コロナを乗り越えた先にある大阪の再生と成長、豊かな暮らしをどのように実現するのか、また、それを支える役所の仕組みはどうあるべきかという、長期的な視点で大阪の将来の姿を描いていくことも重要です。
- 大阪の未来をどのようにより良いものに、次の世代へ引き継いでいくのか、皆さまお一人おひとりに、大きなご判断をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

大阪市長 松井 一郎

「特別区設置協定書」の詳細は、
大阪市ホームページから
ご覧いただけます。

大阪市 特別区 目次

検索



「特別区設置協定書」は
こちら



「特別区制度(案)」は
こちら



<お問い合わせ窓口>

大阪府・大阪市副首都推進局
(お問い合わせ担当)

TEL: 06-6208-8989
FAX: 06-6202-9355

「よくあるご質問」は、ホームページで
より詳しく掲載しています
「疑問・質問Q&A」はこちら



※「特別区設置協定書」に関してご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください